



様式第1号（第3条関係）

令和7年7月25日

舞鶴市長様

住 所 京都府舞鶴市喜多1105-40

(株)DIYSTYLE 内事務局

請求者（連絡先） 氏 名 市民オンブズマンまいづる

森本 隆

電話番号

行政文書開示請求書

舞鶴市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	舞鶴市役所内で、業務上必要とされる国家資格・公的資格の一覧（市として指定・把握しているもの） 1. 上記資格のうち、実際に保有している職員の人数・所属課・職種等の内訳 2. 各課・部署における資格者の配置基準（ある場合）およびそれに基づく職員配置方針または内部指針 3. 資格取得を市が要請・支援している制度（資格手当、研修補助など）の有無とその内容 4. 資格が必要な業務に対して、資格を保有していない職員が担当しているケースがある場合、その理由や補完措置の有無を示す資料（※存在する場合）
開 示 の 方 法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☒ 写しの交付（送付希望の有無 ☐ 有 ☒ 無）
請求に係る行政文書の開示が公益上必要がある理由	業務適正性および職員体制の検証のため
※ 受 付 年 月 日	令和7年 7 月 25 日
※ 担 当 部 課 等	総務部 人事 課 電話番号 66-1066 （内線 1345）
※ 備 考	

（注） 「開示の方法」の欄は、該当する□にレ印を記入してください。

様式第3号（第4条関係）

舞鶴人第112号
令和7年8月25日

市民オンブズマンまいづる
森本 隆 様

舞鶴市長 鴨田 秋津



行政文書部分開示決定通知書

令和7年7月25日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり不開示情報に係る部分を除いて開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	1.上記資格（業務上必要とされる国家資格・公的資格）のうち、実際に保有している職員の人数・所属課・職種等の内訳 ・資格職職員一覧		
開示の日時及び場所	日 時	年 月 日（午前・午後	時 分）
	場 所	舞鶴市役所人事課	
開示の方法	写しの交付		
開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	(開示しない部分) 「職員番号、氏名」の部分 (根拠規定及び理由) 「職員番号、氏名」の部分は、舞鶴市情報公開条例第5条第1号に該当し、その理由は「個人に関する情報」であって「特定の個人を識別することができるもの」であるため。		
舞鶴市情報公開条例第10条後段の規定に該当する場合の行政文書の開示をすることができる期日	年 月 日 ただし、行政文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。		
担当部課等	総務部人事課 電話番号0773-66-1066(内線1342)		
備 考			

- (注) 1 指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

市民オンブズマンまいづる
森本 隆 様
[REDACTED]

舞鶴市長 鴨田 秋津



行政文書不存在決定通知書

令和7年7月25日付けの行政文書の開示請求について、行政文書が存在しませんでしたので、舞鶴市情報公開条例第9条第2項の規定により、通知します。

行政文書の件名又は内容	舞鶴市役所内で、業務上必要とされる国家資格・公的資格の一覧 2.各課・部署における資格者の配置基準(ある場合)およびそれに基づく職員配置方針または内部指針 3.資格取得を市が要請・支援している制度(資格手当、研修補助など)の有無とその内容 4.資格が必要な業務に対して、資格を保有していない職員が担当しているケースがある場合、その理由や補完措置の有無を示す資料(※存在する場合)
不存在の理由	当該行政文書は、作成しておらず存在しないため。 なお、3及び4は、制度及びケースが存在しない。
担当部課等	総務部人事課 電話番号0773-66-1066(内線1342)
備考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

職員番号	職員氏名	所属コード名称	形態
		東図書館	司書
		東図書館	司書
		西図書館	司書
		西図書館	司書
		西図書館	司書

職員番号	職員氏名	所属コード名称	形態
		健康総合対策室健康づくり課	歯科衛生士
		健康総合対策室健康づくり課保健予防係	歯科衛生士
		こどもまんなか室こども家庭しあわせ課親子健康係	歯科衛生士

職員番号	氏名	所属	職種分類
		財務部資産マネジメント推進課	電気主任技術者
		財務部資産マネジメント推進課	電気主任技術者
		財務部資産マネジメント推進課	電気主任技術者
		生涯学習部文化振興課	学芸員
		生涯学習部文化振興課	学芸員
		郷土資料館	学芸員
		赤れんが博物館	学芸員
		東図書館	図書館司書
		東図書館	図書館司書
		西図書館	図書館司書
		西図書館	図書館司書
		西図書館	図書館司書
		福祉部高齢者支援課	看護師
		福祉部高齢者支援課	介護支援専門員
		健康総合対策室健康づくり課	看護師
		健康総合対策室健康づくり課	看護師
		健康総合対策室健康づくり課	管理栄養士
		健康総合対策室健康づくり課	看護師（スポット）
		休日急病診療所	看護師（休日急病）
		休日急病診療所	看護師（休日急病）
		休日急病診療所	看護師（休日急病）
		休日急病診療所	看護師（休日急病）
		休日急病診療所	看護師（休日急病）
		休日急病診療所	看護師（休日急病）
		休日急病診療所	看護師（休日急病）
		子育て交流施設あそびあむ	保育士
		子育て交流施設あそびあむ	保育士
		こどもまんなか室こども家庭しあわせ課	保育士
		こどもまんなか室こども家庭しあわせ課	管理栄養士
		こどもまんなか室こども家庭しあわせ課	看護師
		こどもまんなか室こども家庭しあわせ課	保健師
		こどもまんなか室こども家庭しあわせ課	看護師
		こどもまんなか室こども家庭しあわせ課	看護師
		こどもまんなか室こども家庭しあわせ課	看護師（スポット）
		こどもまんなか室こども家庭しあわせ課	看護師（スポット）
		こどもまんなか室こども家庭しあわせ課	看護師（スポット）
		こどもまんなか室こども家庭しあわせ課	看護師（スポット）
		こどもまんなか室こども家庭しあわせ課	歯科衛生士（スポット）
		舞鶴こども園	保育教諭（主担任）
		舞鶴こども園	保育教諭（副担任）※時差出勤あり
		舞鶴こども園	保育教諭（副担任）※時差出勤あり
		舞鶴こども園	保育教諭
		舞鶴こども園	保育教諭（副担任）※時差出勤あり
		舞鶴こども園	保育教諭
		舞鶴こども園	保育教諭

[illegible]

職員番号	氏名	所属	職種分類
		うみべのもりこども園	看護師
		うみべのもりこども園	看護師
		うみべのもりこども園	栄養士
		うみべのもりこども園	調理員（免許有）
		うみべのもりこども園	調理員（免許有）
		うみべのもりこども園	調理員（免許有）
		うみべのもりこども園	調理員（免許有）
		うみべのもりこども園	調理員（免許有）
		中保育所	保育士（主担任）
		中保育所	保育士（主担任）
		中保育所	保育士（副担任）※時差出勤あり
		中保育所	保育士（副担任）※時差出勤あり
		中保育所	保育士（副担任）※時差出勤あり
		中保育所	保育士（副担任）※時差出勤あり
		中保育所	保育士
		中保育所	保育士（副担任）※時差出勤あり
		中保育所	保育士
		中保育所	保育士
		中保育所	保育士
		中保育所	保育士
		中保育所	保育士
		中保育所	保育士
		中保育所	医療的ケア児対応看護師
		中保育所	医療的ケア児対応看護師
		中保育所	調理員（免許有）
		中保育所	調理員（免許有）